



# ひとり親家庭等認可外保育施設 利用料補助事業

## ★目的

ひとり親家庭等における認可外保育施設の利用料の負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的とする。

## ★対象者

うるま市に住民登録を有し、次の3つの要件すべてに該当するひとり親家庭等の母又は父であって、本事業を利用する資格を有する旨の認定を受けた者

- ① 児童扶養手当の支給要件を満たしている保護者等、又はうるま市母子及び父子家庭等医療費助成事業の受給資格を満たしている保護者等
- ② うるま市に保育の必要性の認定を申請し、その認定を受けた子どもの保護者等
- ③ うるま市に保育所の利用の申し込みを行ったが、定員に空きがない等の理由により認可外保育施設を利用している子どもの保護者等

※保育所の定員に空きができ、案内された時点で補助の対象外となります。

## ★補助額

子どもが利用する保育施設が定める利用料から子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額を控除した額（上限 0～2歳 33,000円、3～5歳 28,000円）



## ★対象期間

申請をした日の属する月の翌月(当該日が月の初日である場合にあっては、当該日の属する月)から補助対象となりますので、お早めに手続きしてください。※年度ごとに申請が必要です。

### ★補助の認定を受けるには…

うるま市役所保育幼稚園課で申請をしてください。申請後に利用資格認定書を交付します。

《必要なもの》

- ①児童扶養手当受給者証の写し又はうるま市母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し
- ②支給認定証(市町村が交付)
- ③ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業利用認定申請書
- ④ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業利用証明書(認可外保育施設が交付)
- ⑤認可外保育施設の年齢別の利用料月額とその明細がわかる資料(しおり・パンフレット等)
- ⑥印鑑(朱肉を使うもの。認印可)
- ⑦その他市長が必要と認める資料

## ★変更及び喪失の届出

- ①うるま市外に転出する場合は、必ず保育課へ届け出てください。
- ②上記の「★対象者」の要件に該当しなくなったときは、速やかに保育幼稚園課に届け出てください。

お問い合わせ:うるま市役所 保育幼稚園課 ☎ 973-5427

# 申請の流れ

